

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ヶ谷市役所3階303会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年12月8日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 小川 史江

主査 補 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	7件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	8件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

2番、奥山 喜和子委員、

3番、古川 和昭委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。

鈴木有光班長より総括報告をお願いいたします。

鈴木 班長

議長

浅海 議長

1番、鈴木有光班長

鈴木 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

12月1日午後2時00分に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について3件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件の計5件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

浅海 議長

それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、議案第1号及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号1は関連しておりますので一括審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号審議番号1を一括審議といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の3ページから4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1は関連しておりますので一括してご説明いたします。

申請地は、議案第1号が、畑4筆、合計面積108.96平方メートル

の公衆用道路用地で、議案第2号審議番号1が、畑1筆、面積455平方メートルの、使用貸借による専用住宅用地です。なお、公衆用道路用地については、転用後、市に帰属することとなっています。

申請理由は、譲受人は家族4人でマンションに居住していますが、子供が成長するにつれて手狭となってきたことから、実家に近く住み慣れた当該地に新たに住宅の建築を計画するとともに、現況が道路となっていて、既に市道に認定されているものの、申請人名義のままとなっている農地について、市へ帰属することを目的として転用を図るもので、計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、一部盛土を実施後、転圧のみとすることで敷地内浸透させるとともに、コンクリートブロック2から9段積み及び止水板で周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、実家に近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び借入れにより賄い、金融機関の残高証明書及び借入事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

古川 委員

議長

浅海 議長

3番、古川和昭委員

古川 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1は関連していますので一括してご説明いたします。

12月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、議案第1号が、畑4筆、合計面積108.96平方メートルで、議案第2号審議番号1が、畑1筆、面積455平方メートルです。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地は前面道路に比べてかなり低くなっており、整地のみで問題ないか確認したところ、一部盛土するとの回答であったため、

事業計画書にその旨記載したものと差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、申請地の周囲は農地であることから、建築するにあたって、鉄板を敷いたり、建築資材を置いたりすることのないよう指示しました。

最後に、譲渡人は残地の農地は今後も適切に管理及び耕作を行うこと、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号及び議案第2号審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号及び議案第2号審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積1,883平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は特別養護老人ホームを運営していますが、従業員の増員に伴い、既存の駐車場では手狭となったことから、新たに従業員用の駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、砂利敷き及び浸透柵の設置による自然浸透とするとともに、周囲を高さ約50センチメートルの鋼板で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、事業所に近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長
板橋 委員
浅海 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、板橋睦男委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

12月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積1,883平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、進入口が既にコンクリート敷きになっている点と、敷地内に木が生えている点について、どちらも撤去するのか確認したところ、そのまま利用するとの回答であったことから、事業計画書及び土地利用計画図をそのように修正した上で、総会までに差し替えるよう指示し、本日、提出されたことを確認しました。

次に、一部道路より低くなっている箇所があり、水没の可能性は無いのか確認したところ、浸透柵を設置するとともに、最も低い箇所には車両を置かないようにするとの回答でした。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

次に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室、学校教育課から提出された意見書を渡しました。

最後に、近隣住民から農業委員会へ、転用により隣接する道路が水没する懸念があるとの意見があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑1筆、面積74平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場の拡張用地です。

申請理由は、譲受人は運営する特別養護老人ホームの利用者用に既存の駐車場を使用していますが、土地の整形が悪く安全性が図れていなかったところ、拡張することで車両の安全な通行を確保するとともに、駐車スペースを増加することを目的として計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、碎石敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を土によるえん堤で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の駐車場に接した土地であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はない

ものと思われます。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

大山 委員

議長

浅海 議長

大山貴推進委員

大山 委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を報告いたします。

12月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積74平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接農地との境に設置するえん堤について、定期的に補修するなど適切に管理すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。

申請地は、畑1筆、面積164平方メートルです。

当該地は、令和3年1月21日に相続で取得した農地です。また、申請理由は、地目変更です。

当該地は、平成13年12月31日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認できます。かつ、この間農地法第51条の違反転用に対する処分も受けていません。

なお、当該地は議案第2号審議番号1にて審議された専用住宅用地に隣接する土地であり、同申請にあたり、隣接する農地の一部が農地法の許可を得ずに宅地となっていたことが判明したため、併せて申請を求めたものです。

以上です。

浅海 議長
古川 委員
浅海 議長
古川 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

3番古川和昭委員

議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について報告いたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積164平方メートルで、現況は宅地となっていました。

転用後20年以上経過していることが、本証明の条件であります。事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第2号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の6ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について7

件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件の合計15件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 1月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭